## 宮崎県北部広域行政事務組合議会公印規程

(平成7年2月10日訓令第5号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、宮崎県北部広域行政事務組合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称)

第2条 公印の名称、ひな形、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

- 第3条 公印は、広域行政課長が管理し、使用その他の関係事務を処理する。
- 2 広域行政課長は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて施錠し、厳重に保管しなければならない。

(公印台帳)

第4条 広域行政課長は、公印台帳(様式)を備え、公印の名称、印影その他必要な事項を登録しなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとする者は、押印を要する文書に決裁文書を添えて、広域行政課長 の承認を受けなければならない。

(公印の新調等)

第6条 広域行政課長は、公印を新調し、改印し又は廃棄しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 別表

名称	ひな形	寸 法	個 数	用途	管理者
議長印	1	mm 21×21	1	一般文書	広域行政課長

1

落組 高崎県北部 高崎県北部 ひ な

形

## 様 式

			公		印	Ī	<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>	帳				
		調	整	時	:			廃	ŝ	正	時	
印												
影												
公印	の名称											
寸	法				力	ī		ミリメー	-トル	/		
使用	節 囲											
公印	管理者											
使月	用開始						年	月		日		
							年	月		日		
使用廃」	月廃 止	(理	! 由)									
廃	棄						年	月		日		
備	考											